地方自治法施行令の一部を改正する政令 新旧対照条文

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)抄

	改	正案	术	現行
附則				附則
第七条 (略)				第七条 地方公共団体は、当分の間、公共工事の前払金保証事業に関する
				法律(昭和二十七年法律第百八十四号)第五条の規定に基づき登録を受
				けた保証事業会社の保証に係る公共工事に要する経費については、当該
				経費の三割(当該経費のうち総務省令で定めるものにつき当該割合によ
				ることが適当でないと認められる特別の事情があるときは、総務省令で
				定めるところにより、当該割合に三割以内の割合を加え、又は当該割合
				から一割以内の割合を減じて得た割合)を超えない範囲内に限り、前金
				払をすることができる。
2 東日本大震災(亚	-成二十三年三	月十一日に発生	(平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖	2 東日本大震災(平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖
地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。)原子力発電所	の事故による※	火害をいう。) に際し災	地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。)に際し災
害救助法(昭和二十	-二年法律第百	十八号)が適用	(昭和二十二年法律第百十八号)が適用された市町村の区域(害救助法(昭和二十二年法律第百十八号)が適用された市町村の区域(
東京都の区域を除く	、。以下この項	において「被※	の区域を除く。以下この項において「被災市町村の区域」という	東京都の区域を除く。以下この項において「被災市町村の区域」という
。)において施行す	っる公共工事 (当該公共工事が	いて施行する公共工事(当該公共工事が施行される区域が被災	。)において施行する公共工事(当該公共工事が施行される区域が被災
市町村の区域とそれ	以外の区域に	またがるものな	の区域とそれ以外の区域にまたがるものを含む。)に要する経費	市町村の区域とそれ以外の区域にまたがるものを含む。)に要する経費
についての前項の担	ての前項の規定の適用については、		同項中「当該経費の三割」と	についての前項の規定の適用については、同項中「当該経費の三割」と
あるのは、「当該怒	「当該経費の三割五分」とする。	とする。		あるのは、「当該経費の四割」とする。

(傍線部分は改正部分)